

7

自動車

(1) 自動車改造費の助成

身体障害者の社会復帰の促進を図ることを目的として、身体障害者が就労等のため自動車を取得する場合、その自動車の改造費用を最高 10 万円まで助成します。

事前に申請が必要ですので、改造前に必ず相談してください。

対象者

就労等に必要で、上肢・下肢又は体幹機能に障害がある方が、自らが運転する自動車を免許証に付された条件を満たすための改造を必要とする場合。
ただし、所得制限があります。

内 容

自動車のステアリング、アクセル、ブレーキ、クラッチの改造をする場合に、1 人 1 台 100,000 円を限度に助成されます。ただし、5 年以内に助成を受けられた方は除かれます。

窓 口

障害福祉課

手続きに必要なもの

◎事前に申請が必要です。

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 条件つき運転免許証
- ・ 業者の見積書
- ・ 車検証
- ・ 改造内容がわかる図面もしくはカタログ等の書類
- ・ 所得を確認できる書類

(2) 駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な身体障害者の方が現在使用中の車両について、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章を掲出することにより、道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間（パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所）の駐車禁止規制の対象から除外されます。

1. 身体障害者等本人に対して交付されます。福祉タクシー等に乗車する場合にも使用することができます。
2. 除外標章は身体障害者等の申請により、申請内容を審査のうえ交付されます。
3. 交付対象の範囲は下記の表のとおり
※駐車禁止除外指定車標章を掲出しても駐車できない場所があります。

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1 級～3 級、4 級の 1
聴覚障害	2 級、3 級
平衡機能障害	3 級
上肢不自由	1 級、2 級の 1、2 級の 2
下肢不自由	1 級～4 級
体幹不自由	1 級～3 級
乳幼児期以前の非進行性の運動機能障害	上肢機能：1 級、2 級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能：1 級～4 級
心臓機能障害	1 級、3 級
じん臓機能障害	1 級、3 級
呼吸器機能障害	1 級、3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級、3 級
小腸機能障害	1 級、3 級
肝臓機能障害	1 級～3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級～3 級

区 分	障害の程度
知的障害者	重度 (A)
精神障害者	1 級
色素性乾皮症患者	等級指定なし
戦傷病者	等級指定なし

窓 □

寝屋川警察署交通規制係

TEL 823-1234

FAX 820-4626

(3) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度です。

対象区画

対象となる区画は、「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の対象区画であることを示す案内標示がある駐車区画です。

なお、本制度の対象区画は以下の2種類です。

種類	車いす使用者用駐車区画	ゆずりあい駐車区画
内容	自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるよう、一般の駐車スペースより幅の広いスペース	移動の負担を少なくするため、施設の出入り口付近に設置された通常幅の駐車スペース
区画に表示するマーク		

利用証の申請手続き

1. 申請書に必要事項を記入し、必要書類の写し（氏名・住所・交付要件に該当する旨の記載があるところ）を添付して、下記申請窓口へ郵送してください。
2. 利用証を郵送するための切手（180円）を同封してください。（切手以外不可）
3. 更新申請時には、現在お持ちの利用証を併せてご返却ください。
4. 申請書は障害福祉課窓口でお配りしているほか、大阪府ホームページからもダウンロードできます。



窓 口

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課
〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

TEL：06-6944-2362

FAX：06-6942-7215

申請書ダウンロード先（大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度ホームページ）
<http://www.pref.osaka.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/index.html>

交付対象者及び有効期間

区分				交付要件	申請に必要な書類	有効期間
身体障害者	視覚障害			4級以上	身体障害者手帳	5年間
	聴覚障害			3級以上		
	平衡機能障害			5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上		
		下肢		6級以上		
		体幹		5級以上		
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上		
	移動機能		6級以上			
	心臓機能障害			4級以上		
	じん臓機能障害			4級以上		
	呼吸器機能障害			4級以上		
	ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上		
	小腸機能障害			4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上		
肝臓機能障害			4級以上			
知的障害者		療育手帳の障害の程度欄が「A」の者		療育手帳	5年間	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」であること		精神障害者保健福祉手帳	5年間	
難病患者		障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者（特定医療費（指定難病）受給者等）※1		以下のいずれかの書類 ・特定医療費（指定難病）受給者証等 ・医師の診断書等疾病名を確認できるもの及び身分証明書	5年間	
要介護者		要介護状態区分が「要介護1～5」の者		介護保険被保険者証	5年間	
妊産婦		妊娠7箇月～産後3箇月		母子健康手帳及び身分証明書	妊娠7箇月～産後3箇月	
けが人		けが等により一時的に移動の配慮が必要な者		医師の診断書・意見書等及び身分証明書	車いす、杖等の使用期間（1年以内）	
その他		上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる者			必要と認める期間（原則1年以内）	

※上記以外にも書類が必要となる場合がありますので、申請書の記載事項をご確認ください。

※1 詳細についてはお問い合わせください。